

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 25 日

西会津町長 薄 友 喜

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町本町地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 21 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 1 経営体

個人 2 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

### 4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 町内でも有数の耕地を有しており、一部の農地は集積しているものの 1 ha 未満の耕作者も多い、今後、農業従事者の高齢化や後継者不足により作付されていない土地の増加が見込まれることから、農地の集積を図り、経営規模拡大による低コスト化を進めていく。
- ・ 水稻を主要作物としながら、有機栽培による高付加価値米の生産などや新規作物生産、そばの団地化など複合経営を行い、6次化にも取り組み所得の向上を図る。
- ・ 農地については中山間直接支払制度、多面的機能支払制度等を使いながら保全管理を行っていく。